

議会改革推進特別委員会で協議する案件一覧

※各会派及び無所属委員において審査の優先順位を 1 番目から 3 番目に「○」をつけて選択

提出会派:

大項目	小項目		提案会派	詳細	優先順位 1 番目 (早期に結論を出す べき項目)	優先順位 2 番目 (1 年を目途に結論 を出す項目)	優先順位 3 番目 (任期中に結論を出 す項目)
市長等の事務執行 に対する監視・評価 機能のさらなる 充実について	①	予算と決算の連動について	自由民主党	予算決算委員会での議会から執行部への指摘事項について、次年度において執行部の行政事務に反映がされているか議会全体としてチェックする場がない。 たとえば9月定例会で予算決算委員会における各分科会での質疑終了後に、議員間討議を経て、執行部への質疑を受けた指摘や要望事項を市長へまとめて提言。 その提言内容が次年度の予算のフェーズに反映されているか、執行部より提出を求めることでより透明性の高い議会審議につながるものと考えます。上記の仕組みづくりの検討について協議されたい。	—	—	—
	②	補正予算における予算 説明調書の作成と提出 について	日本維新の会	予算説明調書の提出は当初予算のみ 補正予算に関しても作成して提出すべき	—	—	—
	③	市長等の事務の執行に おける監視及び評価を 行うことについて	自民党・無所属の会	・議会費で弁護士または弁護士事務所と契約する。（市長部局の顧問弁護士事務所との契約に相当する機能を持つ） （備考：現行の調査権） ・議会質問、資料要求等 ・監査委員を通じての監査請求権 ・地方自治法 1 0 0 条の調査権（ 1 0 0 条委員会）	—	—	—
地方自治法第96条 第 2 項に基づく議 会の議決事項の検 討について	④	地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定による議会 の議決事項の検討につ いて	自民党・無所属の会	・前期に引き続き、他市事例を調査の上、対象とする諸計画を検討する。 （備考） 現行の「奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」では、「総合計画」のみが議決対象となっている。	—	—	—
議員定数・報酬、 身分等に関するこ とについて	⑤	政務活動費について	自由民主党	・令和 3 年 3 月に改訂以来、見直しがされていない。政務活動費を充てることができる経費の範囲に係る運用指針については、物価高騰に対応した項目の見直しが必要ではないか。（例：市外旅費のうち宿泊費の実費弁償限度額が実勢価格と乖離している地域がある） ・広報費のなかで市政報告に関わる支出金額が全体の中で比重を占めている支出報告のあり方については妥当か。政務活動費に関する住民訴訟の近年の事例調査が必要ではないか。 ・政務活動費の支給額について、月 7 万円の現状が妥当かどうか、中核市比較の調査のうえで再協議が必要ではないか。			
			無所属議員	政務活動費活用のお半が広報費であるが、「広く市民に議会内容を周知する」という本来の目的からすると、「議会だより」の充実化がより目的にかなっており、コスト削減にもつながる。 （例えば政務活動費を半額にして、その分を議会だよりのページ増に使用し、今は数行のみの記載となっている個人質問を拡大する、なども一案。あるいは、希望者のみ自分の政務活動費を使用して、議会だよりに追加で記事を掲載できるなどの活用はどうか。） （奈良市議会政務活動費の交付に関する条例 第3条、同 第5条）			
	⑥	議員報酬について	自由民主党	平成 2 6 年の奈良市特別職報酬等審議会での答申から 1 0 年以上が経過している。現行の報酬（月額596,000円）の妥当性について、奈良市特別職報酬等審議会に諮問し、最新の物価・市民所得・他都市との比較を踏まえた答申を求める等、本委員会での協議項目とされたい。	—	—	—
			日本維新の会	・長期欠席議員への報酬に関すること ・期末手当の加算率(特別職120・議員145)について			
			自民党・無所属の会	・議員報酬について 議論に入る前に、現在の議員報酬額が適正かどうかを知るため、奈良市特別職報酬等審議会に諮っていただく。			
	⑦	議員定数について	自民党・無所属の会	・議員定数について 定数増減の必要性や具体的な数字の議論に入る前に、令和11年の市議選に実施するとして、選挙事務及び11年度予算編成に間に合う大まかな工程を共有したい。 （いつ特別委員会で決め、いつ条例改正すれば、 1 1 年の市議選に間に合うか等を入れ込んだ工程）	—	—	—
	⑧	議選の監査委員につ いて	日本維新の会	議選の監査委員の必要性について			
	⑨	厚生年金への地方議 会議員の加入につ いて	自由民主党	全国市議会議長会では厚生年金への地方議会議員の加入を求める決議がなされている。加入が実現すれば、人口減少や高齢化など社会を取り巻く環境が更に厳しさを増す中、住民自治の根幹をなす地方議会として、多くの住民の声を集約し、多様な人材が参画するための環境整備等を図る一助となりうる。 本市議会としても厚生年金への地方議会議員の加入についての決議にむけて本特別委員会において検討項目に加えることで環境整備の促進に努められたい。			

大項目	小項目		提案会派	詳細	優先順位 1 番目 (早期に結論を出す べき項目)	優先順位 2 番目 (1 年を目途に結論 を出す項目)	優先順位 3 番目 (任期中に結論を出 す項目)
無所属議員の議会 運営への参画につ いて	⑩	無所属議員の議会運営 への参画について	自民党・無所属の会	・幹事長会を公開する。 ・会派人数の見直しを検討する。 (備考) ・議会運営委員会は、他の常設委員会と同様、すでに委員外発言が認められている			
			無所属議員	・附属機関等へ議会から委員を推薦する場合には、交渉団体に属さない議員も含め議会全体の中から候補者を選出すること。 ・議会運営委員会ならびに幹事長会にて議会運営の方針を協議する際には、委員外委員として発言の機会を認めるなど、交渉団体に属さない議員の意見も踏まえるよう努めること。			
審議方法について	⑪	議案審査について	日本維新の会	・委員会に付託された議案について、議案ごとに審査を行うようにすること ・法令の徹底について ex) 質問と質疑の区分の徹底 等々			
	⑫	3 月議会における予算 決算委員会の審査の進 め方について	日本共産党	昨年度予算より、予算決算委員会各分科会における審査では、歳出予算について目ごとに質疑を行う形式がとられています。予算案一つ一つについて詳細に検討するという点では効果も認めるものの、事業や計画の単位で見ただけの場合は複数の目に分かれているなど、複数の目が相関している予算も多数あります。質問する側や聞いている側にとっても、ある程度のかたまりで質疑を行えた方が流れも作りやすくわかりやすい質疑が行えるのではないかと考えます。また、現行では総括的な質疑も設けられておりますが、そこまでの目毎の審査でも、質疑のない目も多く、時間がとられているほか、委員長や事務局の議事整理の手間もあり、必ずしも効率的とはいえないのではないかと考えます。議員一人ひとりが、目に至るまで予算の内容をしっかりと審査することは大前提ですが、質疑のあり方としては、例えば歳出は一括して質疑を行うなど、現行の進め方については改善の余地があるのではないかと考え、提案します。			
	⑬	本会議質問における 時間計測方法について	日本共産党	本会議における質問時間は、現在、質問と答弁を合算しての時間となっています。この場合、冗長な答弁を繰り返された場合や質問に的確な答弁がなく繰り返し聞く場合などには十分な質問が行えないため、議員の議事調査権が十分に保障されないということになってしまいます。また、発言時間が明確にされることで質問側の準備も行いやすくなるなどの利点もあると思います。以前に試行実施された際には、概ね代表質問1時間の範囲に収まっており、議事進行への影響も軽微であると考えます。改選を経て新体制になった当期においても、検討を進めるべきと考えますので提案いたします。			
	⑭	委員会における議員間 討議の活性化について	日本維新の会	・法令等の徹底について ex) 議員間討論を徹底すること			
			無所属議員	合意形成と熟議の実現。 (奈良市議会基本条例 第23条)			
会議スケジュールについて	⑮	議会制度について	日本維新の会	・通年議会について			
		年間スケジュールの固 定化について	無所属議員	可能なら1年分決める。せめて各定例会の開会日と閉会日を決めておくことで、議員も理事者も予定を立てやすくなり、業務効率化につなげたい。必要なら都度追加・延長する。 (奈良市議会基本条例 第5条2、奈良市議会規則第5条)			
	⑯	3 月・9 月定例会にお いて休会日を増やすこ とについて	無所属議員	資料を読み込み、調査する時間の確保のため。(奈良市議会基本条例 第5条2、奈良市議会規則第5条)			
		予算決算委員会分科会 の開催日が重複しない よう日程調整について	無所属議員	所属以外の分科会の傍聴を可能にし、予算決算の熟議をスムーズにするため。			
SNSについて	⑰	SNSの利用について	自由民主党	各議員が発信するSNSの基本的な運用のあり方についてはこれまで議会で議論されていない。たとえば市議会中継および録画の動画について編集（いわゆる切抜きを含む）を行うことについての対応等について協議いただき、ガイドラインを決定いただきたい。			
			日本維新の会	奈良市議会議員としての自覚や責任を持った情報発信について			
その他	⑱	文書質問制度の復活につ いて	無所属議員	議運にて緊急度に鑑みて文書質問の可否を判断されているが、質問は議員の権利である。 (奈良市議会基本条例 第21条、議会運営等に関する申し合わせ)			
	⑲	議会からの予算要求の 仕組み化について	無所属議員	現在は各会派がアンオフィシャルに申し入れているが、議会として公式的に政策立案（あるいは削減提案）し、フィードバックをもらう仕組みをつくりたい。			